令和６年５月２２日

地域自立支援協議会

第１回全体会　資料７

令和５年８月

緊急時情報提供シート兼同意書のご案内

　令和３年１０月、小平市地域生活支援拠点等事業（以下、「拠点事業」という。）が始まりました。この事業は、介護者の不在、障がいの重度化等で在宅生活が一時的に困難な障がい者で、通常の障害福祉サービスの利用によって支援することが困難な場合は、関係機関等が連携して、短期入所など緊急一時的な支援を行うものです。

　市では、令和５年８月から、拠点事業の取り組みとして、相談支援事業所を通じて対象となる障がい者（同居の家族介護者）に緊急時情報提供シート兼同意書（以下、「情報提供シート」という。）の配布を始めます。

市等に、緊急一時的な支援に必要な情報を事前提供することをご希望される場合は、情報提供シートをご記入のうえ、下記までご提出ください。

記

１　情報提供シートについて

　　情報提供シートとは、障がい者または同居の家族介護者のご希望により、短期入所など緊急一時的な支援に必要な情報を、あらかじめ市に提供するシートです。

緊急事態（同居の家族介護者の入院等）が発生したときに緊急一時的な支援が必要になるおそれが高い障がい者に、あらかじめ必要な情報を市に提供していただき、平常時は市と相談支援事業所で情報を共有します。緊急事態が発生したときは、必要な関係機関で情報を共有し、短期入所など受け入れ先の調整を行います。

＜平常時の情報共有の範囲＞

通所事業所

小平市

居宅介護事業所

相談支援事業所（相談支援専門員）

＜緊急時の情報共有の範囲＞

通所事業所

小平市

居宅介護事業所

短期入所事業所

相談支援事業所（相談支援専門員）

２　情報提供シートの配布対象者

　　以下の①～③をすべて満たす障害者手帳を所持する１８歳以上の障がい者

　　①障害支援区分が区分５以上であること

　　②入院、施設等入所（共同生活援助を含む）をしておらず、在宅で生活していること

③同居する家族介護者が１人で、緊急時に同居する家族介護者以外の親族等の支援が望めないこと（同居とは、住民登録上の世帯ではなく生活実態で判断します。）

３　情報提供シートの作成手順

　　情報提供シートは、相談支援事業所の担当者を通じて、障害福祉サービス更新やモニタリング時に配布します。また、年１回見直しを行い、情報提供シートを市に提出します。

①相談支援事業所は、モニタリングまたはサービス更新時に、対象要件をすべて満たす障がい者（同居の家族介護者）に情報提供シートと案内を渡します。

　 ②障がい者（同居の家族介護者）は、情報提供シートを作成し、市に提出します。

　 ③市は、本人の同意に基づき、相談支援事業所に情報提供シートの写しを情報提供します。

　 ④緊急事態が発生し、緊急一時的な支援が必要なときは、市及び相談支援事業所は必要な関係機関に情報提供を行い、受け入れ先等の調整を行います。

　　⑤障がい者（同居の家族介護者）は、毎年、市に情報提供シートを提出します。情報提供シート

は、年１回のサービス更新時に、相談支援事業所が配布します。

４　問合せ先

　　＜地域生活支援拠点等事業について＞

小平市健康福祉部障がい者支援課相談支援制度担当 ０４２－３１２－１３８５

＜緊急時事前情報提供シートの提出について＞

小平市健康福祉部障がい者支援課サービス支援担当　０４２－３４６－９５４２

５　提出先

　(1) 直接、市に郵送等で提出する場合

〒１８７－８７０１　小平市小川町２－１３３３

小平市健康福祉部障がい者支援課　サービス支援担当

(2) 相談支援事業所を通じて、市に提出する場合

　　　相談支援事業所のご担当者にご提出ください。